

平成 30 年度 第 2 回 八尾市児童福祉審議会 会議概要

日時：平成 31 年 2 月 21 日（木）17：00～

場所：八尾市役所 本館 6 階 研修室

出席者：委員 6 名、事務局（関係課含む）

議題

1 案件

- (1) 認定こども園の休止について
- (2) 認定こども園の設置について
- (3) その他

案件

(1) 認定こども園の休止について

事務局より

資料 1 「幼保連携型認定こども園の休止申請について」

参考資料「休止申請書の写し」「民事調停の進行状況等に係る書類」「社会福祉法人に対する改善勧告書」について概要説明。

◆委員質問

委員

平成 25 年に初めて猥褻疑惑が発覚した。そして、平成 30 年に 2 回目の猥褻疑惑が発覚した。八尾市として約 5 年間の期間において、当該園をどの程度注視してきたか。

事務局

担当課において保護者等からの苦情受付については履歴を残している。平成 25 年の案件の際には園と保護者との話し合いにより保護者にはご納得いただき、園側より当該職員にも注意したとの報告を受けていることに加え、市から園に対しても注意喚起を行っている。それ以降は当該園に係る主だった苦情は入ってきていない。

委員

本案件の課題整理について、第一は被害を受けた子どもの対応が最も重要であるが、事務局より対象児童は現在健やかに過ごしているという回答を聞いた。

第二に、市も当該園の保育教諭へのヒアリングによって認識されているように、園と保育教諭の適切な関係構築が重要な課題と考えられる。そこで、市から法人への改善勧告書において内部統制の強化を法人に求めている市の動きは、保育教諭の声を丁寧に聞く姿勢からは逆行することになるのではないかと。

事務局

法人に対する改善勧告書における内部統制の強化とは理事会・評議員会等のチェック機能を確立することを指しており、法人内における保育教諭等の声を拾うことを妨げる趣旨ではない。

委員

それでは子どもたちと最も距離の近い職員の声拾うために市としてどのような動きをとっていきつものなのか。園と職員、職員同士の円滑な関係構築は非常に難しい問題であるため、今後の課題として心配している。

事務局

市としては今後も適切な助言等を行うことで、職場環境、組織風土等の改善を求め続けていく予定である。

委員

今回の会議が非公開であるからこそ、公開できない部分を除いたうえで、本日の検討内容を出来る限り情報公開していく姿勢も必要と考える。

事務局

今回の会議については、市の条例・指針等に則り非公開としているが、休止申請に係る意見聴取という特殊性を鑑みて、市ホームページ等での情報公開について出来る限り検討し対応する。

委員

今回の件については一定厳格な対応が必要と感じる。また、市が法人に対して解散を命ずる場合、どのような処分の流れとなるのか。

事務局

社会福祉法人への対応については法令に則り、改善勧告⇒改善命令⇒業務停止命令⇒解散命令という流れに沿って対応を行っていくものであり、現時点では改善勧告の段階にあたる。改善勧告を実施するにも理由が必要となるが、今回の場合、法人が平成30年9月に休止を決定した後に、市による複数回の助言後も翌年度以降の再開に向けた具体的な運営方針が見出せない状況を鑑みて、運営上特別問題の状況にあると見なし、監査を行ったうえで改善勧告を実施したものである。

委員

保育教諭がいなくて運営できないことだけが今回の休園の本質的な原因なのか。職員の声拾う体制や職員同士の人間関係の構築など、もっとソフトな部分の改善も重要であると感じるが、当該法人がその点について本当に改善が必要という市側との共通認識が本当に持っているのか。

事務局

改善勧告書中の文言に記載できていない内容もあるかと思うが、口頭で指摘の際にも情報共有は図れているものと考えている。ただし、今後も当該法人に助言指導を継続することで改善に向けて動いていく予定である。

委員

この状況だと改善勧告の指摘に対する業務改善は期待できないと感じるため、1年間での園の再開は非常に困難だと考える。他の法人への移管も含め、市は今後の対応方法等についてどのように検討しているのか。

事務局

現時点で再開できると断言はできないが、法人の理事会において再開に向けた強い意欲があることから、今後とも指導・助言を続けていく予定である。また、市としては貴重な社会資源を活かしたうえで安全な教育・保育を提供できるよう今後もしっかりと法人の動きを注視していく。

委員

休止申請書に記載された休止期間について、休止期間が平成 32 年 3 月末までとなっているのは市の意向なのか、法人の意向なのか。

事務局

法人側の意向である。社会福祉法に規定されている 1 年以上事業を実施しないことに伴う解散命令の可能性を考慮したものと認識している。

委員

被害にあった児童や保護者へのケアについてどのように対応しているか。性的暴力に対するケアは非常に重要であるため、5 年前の疑惑の際に被害にあった児童への対応も含めてどうか。

事務局

本案件については有罪が確定していないうえに、園側が疑惑を否定しているという中で、市として疑惑を事実と認めたとえでの積極的な対応が非常に困難であった側面がある。その中で、在園児及び保護者への対応として、保護者に対しては八尾市及び大阪府の相談機関を紹介し、相手方の希望に応じて相談対応等できる環境を整えている。なお、卒園児についてはどこまで遡及して直接的なアプローチをかけるべきか判断が難しい点もあるため、現在は個別対応を実施していない状況である。

なお、今回当事者が起訴されたことに伴う警察側の捜査において、児童に対しては一層のケアが必要な観点から司法面接のような手続きで専門家を同席のうえ事実関係を確認する特殊な作業を行っているものと認識しており、児童の負担への配慮から、そこに改めて市が児童に対する事実確認等は行わず、引き続き警察の捜査状況を注視している状況である。

委員

在園児の受入れ体制や転所先について、現時点の対応状況はどうなっているのか。

事務局

現在一次選考が終わり二次選考にかかっている状況である。当該園の在園児は約 150 人おり、在園児の受入施設として運営開始する認定こども園にて 150 名の定員枠を確保した。保護者の意向確認のもと、現時点で全体の 2/3 が当該認定こども園に、残りの 1/3 は他の施設へ転所する見込みである。

委員

今回の案件において、当該法人の 1 年以上の休園は可能なのか。

事務局

社会福祉法において、「正当の事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わない

ときは、解散を命ずることができる」となっている。本規定に沿って、今後も保育教諭の確保状況等、法人の状況を随時見極めて、改善の見込みがあれば「正当の事由」に該当する解釈で休園期間の延長も可能性としてありうる。

委員

解散命令を出すか判断を行う必要がある場合、別の委員会等による客観的な判断をあおぐ方法も効果的と考える。なお、その際は本審議会委員以外の別視点で検討することが望ましい。

委員長

本審議会意見として、休園は致し方ないが、今後の法人のガバナンスをしっかりと機能させていくことが大前提ということで休園を認める方向で委員の皆様よいか。

(委員一同承認)

◆その他委員意見質問

- ・苦情対応の仕組みが機能している法人がどの程度あるのか疑問も残るため、その仕組みの機能性について、市の監査等によりしっかりと見極める必要がある。保護者の声をいかにして丁寧に拾うことのできる仕組みを構築する必要がある。
- ・非常に困難な問題であるが、原因究明が非常に重要である。現状において、市の権限では制度上困難な部分もあると思うが、第三者による客観的な視点で原因究明を行うための仕組みを設けるよう、市より法人に対して働きかけができたのではないかと感じる部分もある。
- ・卒園児等のケアについて、教育委員会との情報共有のもと対応しているとのことだが、被害を受けた児童へのケアや権利回復については非常に時間がかかる問題であり、転園後や卒園後の2次被害や将来的な不安発生のリスクを抱えていることを認識しておく必要がある。
- ・八尾市としても、当該職員の有罪が確定していない中で積極的に動くことは困難な状況であったことは理解できる。今後は同様の案件が起こったときの行政の関わり方など、他市事例等を研究のうえ手順書のようなものを作成するのも効果的だと考える。
- ・一部保護者から休園を認めないでほしいという声があることも理解しているが、制度上や保育教諭が大幅に不足しているという現状を鑑みると休止の認可は致し方ないと考える。案件上、会議の非公開についても納得しているが、審議における委員の葛藤や考えについても情報公開の際に一定反映されたい。
- ・本審議会の権限は行政に対して非常に重要な役割を担っており、市と委員の慣れあいによる審議と誤解されることのないよう、本審議会において、しっかりと審議した事実を外向けに発信することは必要と考える。
- ・一部保護者から休園を認めないでほしいという声がある一方で、他の保護者からは、今回の案件の重大性からして再開を前提とした休園申請は到底納得できないという声があることも事実である。このような多様性は非常に大切だと考えるため、市としてはこのような保護者の多様な意見にしっかりと耳を傾けられたい。
- ・本案件において、保育教諭の大量辞職がなければ休園を回避できたかもしれない。よって法人と

しては保育教諭の退職を防ぐことができなかった責任が非常に重いと感じる。有罪が確定していない現状では、改善勧告までとなるのも一定妥当性があると考えます。

- ・今回の案件で、一度当該園から子どもたちがいなくなる中で、1年ですぐ再開することは相当ハードルが高いと感じる。保育教諭確保や今後の対応策を含め、1年ではなくもう少し長い期間をもって対応する必要があると感じる。また、そのほうが保護者の理解も得ることができる。
- ・今後も本案件のような事態が発生したとき、何より優先して子どもへの対応が大切だという認識を持ってもらいたい。

◆委員長意見総括

本審議会が非公開であることに鑑みて、公開可能な主な審議内容について、簡単な形でもよいので会議概要等により情報提供に努められたい。審議会委員として、現状から休園はやむを得ないことは認識している一方で、以下の点に充分配慮いただくことを強く求める。

- ・在園児の処遇やケアには最大限配慮すること
- ・他の法人も含めた再発防止策の徹底を図ること
- ・休園からの再開には相当数時間がかかると思われるためその間、市も指導・支援をしっかりと行い、ガバナンスを機能させていくこと

(2) 認定こども園の設置について～(仮称)神戸教育短期大学附属八尾ソレイユ認定こども園～

事務局より

資料2「新規設置を予定する認定こども園の概要」について概要説明。

◆委員質問

委員

公募に際して応募は何件あったのか。また、当該法人のどの点が高く評価されたのか。

事務局

応募は4件あった。また、評価については様々な評価項目がある中で全体を通して当該法人の合計点が最も高かったものである。

委員

資料中の当該法人の「保育理念及び保育目標」において、ICT活用や外国語の育成といった表現が記載されているが、公立保育所の保育理念等と比較してやや異なる印象を受けるがどうか。

事務局

休園申請中の施設の受入先として設置を行うため、休園する施設で勤務していた保育教諭の採用や行事予定など、在園児の環境面に大きな影響が出ないよう最大限配慮していく予定である。ICT活用や外国語の育成という項目は法人のノウハウを活かした+αの部分であると認識している。

委員

以前まで公立保育所として使用していた施設を使うということで、耐震は問題ないのか。

事務局

施設は昭和46年に建設された。耐震基準についても審査のうえ、問題ないことを確認済みである。

委員

周囲にも認定こども園が複数隣接しており交通量も多い。施設の競合など心配な部分があるが、市として今後も含めてどのような見通しをもっているか。

事務局

公募の際の要綱の中で、当該施設の貸付期間について5年を目途とし、概ね2・3年を目途に今後の事業継続場所について市と協議する予定としている。

委員

地理的な面や交通面の課題を含めて、安定的な園運営が図れるよう努力されたい。

委員長

本審議会意見として当該施設の設置認可は適当とさせていただくが、市には合わせて当該施設についても今後のガバナンスを機能させていくことを確認していただくということでよいか。

(委員一同承認)

◆委員長意見総括

休園する施設から移る園児のケアに配慮するため、市として今後も引き続き積極的に支援・指導されたい。

(2) 認定こども園の設置について～(仮称)認定こども園 五月橋保育所～

事務局より

資料3「保育所から移行を予定する認定こども園の概要」について概要説明。

◆委員質問

委員

認定こども園への移行は新たに施設を建てるということか。

事務局

現在保育所の施設を引き続き使用するため、新たな建設等はない。

委員

これで3～5歳児を受け入れる八尾市内すべての保育所が認定こども園になったのか。

事務局

社会福祉法人では、市内2か所において保育所として継続する施設がある。

委員長

本審議会意見として当該施設の認定こども園への移行認可は適当とさせていただくことでよいか。

(委員一同承認)

◆委員長意見総括

認定こども園への移行に特段問題はないと考えるが、すべての案件を含めて、今後も施設整備にあたっては、子ども・子育て支援事業計画に沿って八尾市の教育・保育を確保するよう市域のバランスを注視して整備を進められたい。

(3) その他

閉会